

## ローカルルール

### 1. アウトオブバウンズ（規則 2 7-1）

- (a) アウトオブバウンズの境界は白杭をもって標示する。  
(b) 1 番～9 番・1 7 番～1 8 番ホールにおいて、球がアウトオブバウンズの境界を越えて他のホールのインバウンズに止まっても、その球はアウトオブバウンズとする。

### 2. ウォーターハザード（ラテラル・ウォーターハザードを含む）（規則 2 6）

- (a) ウォーターハザードは黄杭または黄線、ラテラル・ウォーターハザードは赤杭または赤線をもってその限界を標示する。線と杭が併用されている場合は線がその限界を標示する。  
(b) 4 番ホールにおいて球がラテラル・ウォーターハザード内にあることが分かっているかほぼ確実な場合、プレーヤーは次の処置のいずれかをとることができる。  
(i) 規則 2 6 に基づく処置。  
(ii) 追加の選択肢として 1 打罰のもとに球をドロップ区域にドロップ。

### 3. 修理地（規則 2 5-1）

修理地は青杭を立て、白線をもってその限界を定める。ただし、次のものを含む。

- (a) 張り芝の継ぎ目；付属規則 I (A) 3 e を適用する。（**ゴルフ規則 1 6 4 ページ参照**）  
スルーザグリーンの張り芝の継ぎ目（その芝自体を除く）は修理地とみなされる。しかしながら、継ぎ目がプレーヤーのスタンスの障害となっても、それ自体は規則 2 5-1 に基づく障害とはみなされない。球がその継ぎ目の中にあるか、触れている場合、またはその継ぎ目が意図するスイング区域の障害となる場合、規則 2 5-1 に基づいて救済を受けることができる。張り芝の区域内のすべての継ぎ目は同じ継ぎ目とみなされる。このローカルルールの違反の罰は、2 打。  
(b) パッティンググリーンの前後のペイントマークを含み、スルーザグリーンの芝草を短く刈った区域にあるヤーデージャーキングペイントが球のライ、意図するスイング区域の障害となる場合、規則 2 5-1 b の救済を受けることができる。（スタンスは除く）

### 4. 動かさない障害物（規則 2 4-2）

- (a) 排水溝  
(b) 人工の表面を持つ道路に接した排水溝（その道路の一部とみなす）  
(c) 動かさない障害物と定義づけられている区域に近接し白線が引かれた区域は、修理地ではなく、その障害物の一部とみなす。  
(d) 障害物によって囲まれた花壇はその障害物の一部である。  
(e) 電磁誘導カート用の 2 本の人工の表面を持つ軌道は、全幅をもってカート道路とみなす。球がこのカート道路の上にある場合、プレーヤーは規則 2 4-2 b (i) の救済を受けなければ

ならない。このローカルルールの違反の罰は、2 打。

### 5. コースと不可分の部分

樹木保護のための巻物施設（巻網・樹木の支柱・緑化テープなど）はコースと不可分の部分とする。

### 6. パッティンググリーン上の芝張り替え跡

パッティンググリーン上の芝張り替え跡は古いホールの埋め跡と同じステータスを持ち、規則 1 6-1 c に基づき修理することができる。

### 7. 地面にくい込んでいる球の救済

**付属規則 I (A) 3 a を適用する。（ゴルフ規則 1 6 0 ページ参照）**  
スルーザグリーンで、地面に球がくい込んでいるときは、その球は罰なしに拾い上げて、ホールに近づかず、しかも球の止まっていた箇所にてできるだけ近い所にドロップすることができる。その際、拾い上げた球は拭くことができる。ドロップの際、球はスルーザグリーンのコース上に直接落ちなければならない。

このローカルルールの違反の罰は、2 打。

### 8. パッティンググリーン上で球が偶然に動かされた場合

規則 1 8-2 と 2 0-1 は以下の通りに修正される。  
プレーヤーの球がパッティンググリーン上にある場合、その球やボールマーカーがプレーヤーやパートナー、またはそのいずれかのキャディーや携帯品によって偶然に動かされても罰はない。その球やボールマーカーは規則 1 8-2 や規則 2 0-1 に規定されている通りにリプレースされなければならない。

このローカルルールはプレーヤーの球やボールマーカーがパッティンググリーン上にあり、いかなる動きも偶然である場合にだけ適用する。

注：パッティンググリーン上のプレーヤーの球が風、水あるいは重力などの他の自然現象の結果として動かされたものと判断された場合、その球はその新しい位置からあるがままの状態ではプレーされなければならない。そのような状況で動かされたボールマーカーはリプレースされることになる。

## 競技の条件

### 1. ゴルフ規則

日本ゴルフ協会ゴルフ規則とこの競技のローカルルールを適用する。

### 2. 参加資格

プレーヤーは競技規定に定められた資格要件を満たさなければならない。

### 3. 競技委員会の裁定

競技委員会は競技の条件を修正する権限を有し、すべての事柄について、この委員会の裁定は最終である。

### 4. 使用クラブの規格

(a) 『適合ドライバーヘッドリストの条件・付属規則 I (B) 1 a』を適用する。（**ゴルフ規則 1 7 6 ページ参照**）

(b) 溝とパンチマークの規格

『2010 年 1 月 1 日施行の溝とパンチマークの仕様とその競技の条件』（裁定 4-1/1）を適用する。（**付属規則 II 5 c 注 2 ゴルフ規則 1 9 8 ページ参照、2016-2017 ゴルフ規則裁定集 7 9 ページ 4-1/1 参照**）

### 5. 使用球の規格

『公認球リストの条件・付属規則 I (B) 1 b』を適用する。（**ゴルフ規則 1 7 7 ページ参照**）

### 6. プレーの中断と再開

(a) 通常のプレーの中断（落雷などの危険の伴わない気象状況）については、規則 6-8 b、c、d に従って処置すること。

(b) 険悪な気象状況にあるため、委員会の決定によりプレーが中断となった場合、同じ組のプレーヤー全員がホールとホールの間をいたときは、各プレーヤーは委員会よりプレー再開の指示が出るまでプレーを再開してはならない。1 ホールのプレー途中であったときは、各プレーヤーはすぐにプレーを中断しなければならず、そのあと、委員会よりプレー再開の指示が出るまでプレーを再開してはならない。プレーヤーがすぐにプレーを中断しなかったときは、規則 3 3-7 に決められているような、罰を免除する正当な事情がなければ、そのプレーヤーは**競技失格**となる。

(c) プレーの中断と再開の合図について

通常のプレーの中断：短いサイレンを繰り返して通報する。または、サイレンを使用せず本部より競技委員を通じてプレーヤーに連絡する。

険悪な気象状況による即時中断：1 回の長いサイレンを鳴らして通報する。

プレーの再開：1 回の長いサイレンを鳴らして通報する。

### 7. 練習

ホールとホール間の練習禁止（規則 7 注 2）『**付属規則 I (B) 5 b**』（**ゴルフ規則 1 8 1 ページ参照**）

ホールとホール間では、プレーヤーは最後にプレーをしたホールのパッティンググリーン上やその近くで練習ストロークをしてはならないし、球を転がすことによって最後にプレーしたホールのパッティンググリーン面をテストしてはならない。この条件の違反の罰や処置は『**付属規則 I (B) 5 b**』を適用する。（**ゴルフ規則 1 8 1 ページ参照**）

### 8. 移動

委員会が別途認めた場合を除き、プレーヤーは、正規のラウンド中、いかなる移動用の機器にも乗ってはならない。ただし、1 4 番グリーンから 1 5 番ティーインググラウンドまでの移動に限り、乗用カートを使用できる。尚、プレーヤーが前のストロークをしたところから次のストロークをする場合と規則 1 1-4、1 1-5、1 5-3 と 2 0-7 c にしたがって誤りを訂正する場合はその処置のために往復の範囲内において乗用カートを使用する事ができる。この条件の違反の罰や処置は『**付属規則 I (B) 8**』を適用する。（**ゴルフ規則 1 8 3 ページ参照**）

9. キャディー(規則6-4注)  
 正規のラウンド中、プレーヤーのキャディー使用は禁止する。**この条件の違反の罰や処置は『付属規則I(B)2』を適用する。(ゴルフ規則179ページ参照)**
10. スコアカードの提出(裁定6-6c/1)  
 スコアリングエリア方式を採用する。
11. タイの決定  
 タイの決定は該当する競技規定に定めるか、委員会によってゴルフコースで公表される。
12. ゴルフシューズ  
 正規のラウンド中、プレーヤーが金属製・セラミック製、または委員会がそれと同等と認めた鋳を有するゴルフシューズを使用することを禁止する。**この条件の違反の罰は競技失格とする。**
13. 競技終了時点  
 本競技は、競技委員長の成績発表がなされた時点をもって終了したものとみなす。
14. 競技の成立  
 本競技の参加者全員が正規ラウンドを終了できなかった場合、委員会は競技成立について別途定めるものとする。

#### 注 意 事 項

- ローカルルールや競技の条件に追加、変更のあるときは、スターティングホールでのティーインググラウンド付近に告示する。
- 競技の条件12項で規制されるシューズ以外でもパッティンググリーンに著しく損傷を与えるシューズは使用禁止とすることができる。
- プレーの進行に留意し、先行組との間隔を不当にあげないよう注意のこと。プレーを不当に遅らせた場合は、ペナルティを課す。
- 競技委員会は規則33-7に基づき、すべての競技関係者、ギャラリーへの暴言等を含めエチケットの重大な違反があったプレーヤーを競技失格とすることができる。
- 練習は指定練習場にて行い、打ち放し練習場においては備え付けの球を使用し、スタート前の練習は1人1箱(24球)を限度とする。
- ティーマーカーは、男子15歳～17歳は青色、男子12歳～14歳は白色、女子は黄色とする。
- プレー中、帽子を着用すること。
- 中部ゴルフ連盟・日本高等学校ゴルフ連盟ならびに会場クラブの服装規定を遵守すること。**服装規定に違反があった場合、初回は注意し、着替えてもらうことが望ましい。改まらない場合、競技委員会は競技中を含めいつでも競技者の参加資格を取り消すことができる。**
- コース内は、携帯電話の使用をしないこと。
- 手引きカートは持ち込み使用することができる。(但し、電動は除く)
- 役員・選手以外は、1番・10番ホールのティーインググラウン

ド付近および9番・18番ホールのグリーン付近以外は立入禁止とする。

12. 練習グリーン・練習バンカーでのアプローチは禁止する。

- 追 記
- 練習場は、午前6時30分よりオープン。
  - 開会式は、午前7時30分より開始。
  - 競技当日の受付は、午前6時より開始。
  - 指定練習日・競技当日ともお釣りのいらないように現金精算のこと。

競技委員長 森 潤

#### 指 定 練 習 日

7月13日(木)・14日(金)・19日(水)・20日(木)のうち1日のみ特別料金とする。ただし、20日(木)は午後3時までにプレーを終わること。指定練習日のスタート時間は前もって 岐阜カンツリー倶楽部に申し込み予約すること。

**なお、キャンセルする際は、会場の規定によりキャンセル料が掛かる。予約時に会場に確認すること。また、練習ラウンドは1個の球でプレーすること。** TEL 058-382-1121

## ドロップ区域の取り扱いについて

注：ドロップ区域を使用する場合、球のドロップまたは再ドロップに関しては次の規定が適用となる。

- プレーヤーは球をドロップする際にドロップ区域内に立つ必要はない。
- ドロップされた球はドロップ区域内のコース上の箇所最初に落ちなければならない。
- ドロップ区域が線で定められている場合、その線はドロップ区域内である。
- ドロップされた球はドロップ区域内に止まる必要はない。
- ドロップされた球が規則20-2c(i-vi)に規定されている場所に転がりこんで止まった場合、再ドロップしなければならない。
- ドロップされた球はその球がコース上に最初に落ちた箇所から2クラブレングス以内に止まり、(e)で規定される所に止まらなければ、ホールに近づいて転がってもよい。
- (e)と(f)の規定のもとで、ドロップされた球は次の場所よりもホールに近づいて転がりこんで止まってもよい。
  - 初めの位置または推定された位置(規則20-2b参照)；
  - 救済のニヤレスポイントまたは最大限の救済を受ける地点(規則24-2、規則25-1または規則25-3)；
  - 初めの球がラテラル・ウォーターハザードの限界を最後に横切った地点(規則26-1)

## 平成29年度(第43回) 中部ジュニアゴルフ選手権競技 岐阜地区予選

日程：平成29年7月21日(金)  
 場所：岐阜カンツリー倶楽部

中部ゴルフ連盟  
 中日新聞・東海テレビ放送  
 中部高等学校ゴルフ連盟